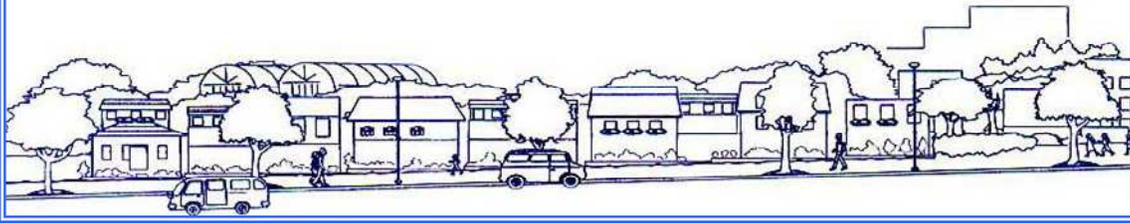


北小岩一丁目東部地区



116



2013/2/8

江戸川区土木部
沿川まちづくり課

連絡先：推進第一係

5668 5877

換地設計案の供覧および個別相談を実施しました

日頃より区政にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

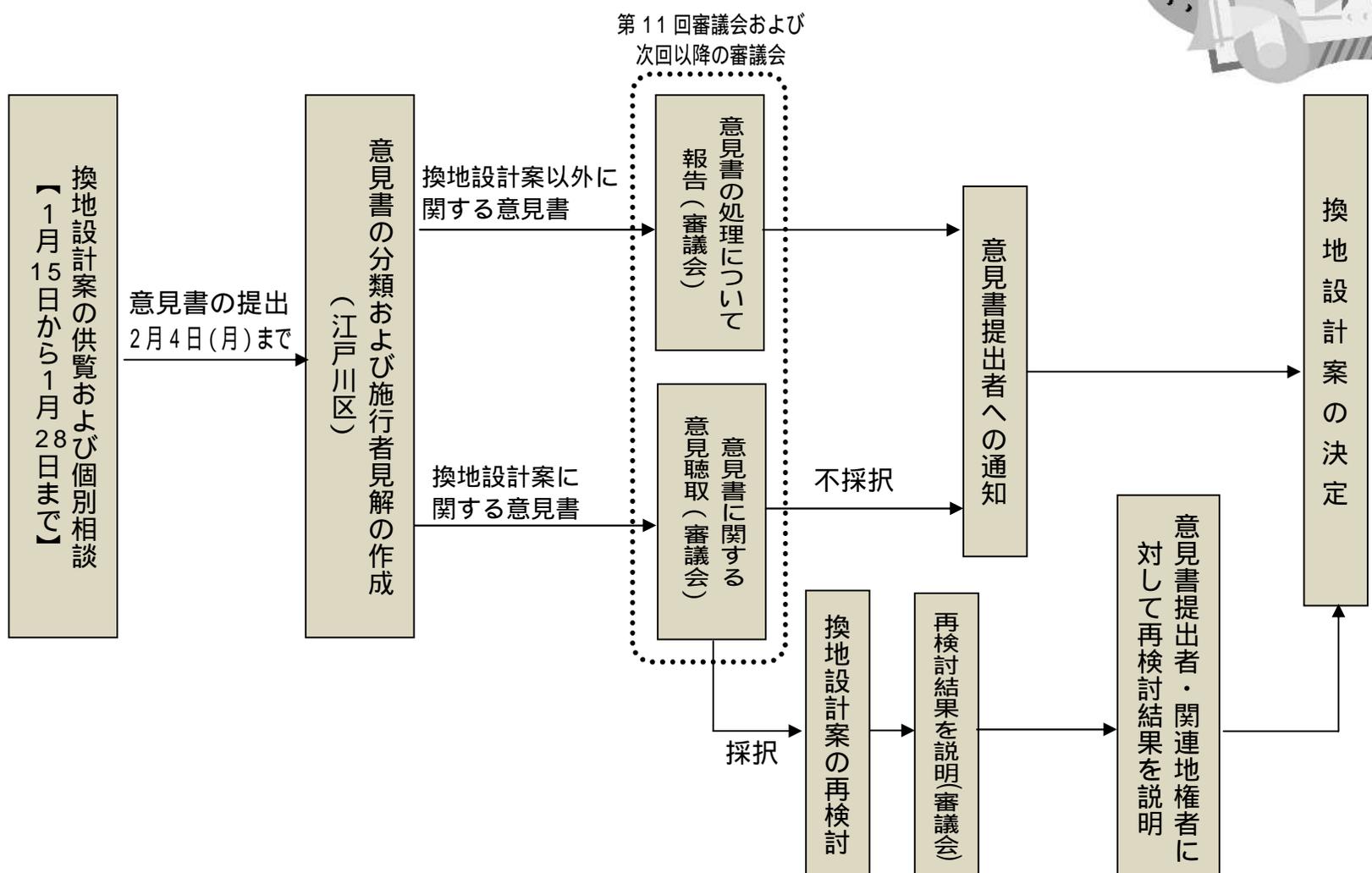
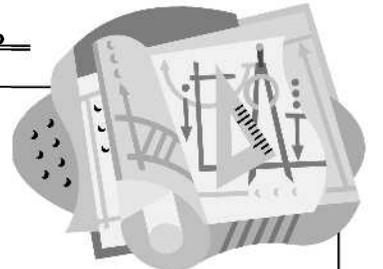
平成25年1月15日(火)から1月28日(月)にわたり、北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所で換地設計案の供覧および個別相談を実施しました。

供覧および個別相談には延べ95名の方々に来ていただき、個別に換地の位置や間口、清算指数等の目安をご説明しました。お忙しい中たくさんの方にお越しいただきありがとうございました。

なお、今回供覧しました換地設計案について提出された7件の意見書は、施行者(江戸川区)が取りまとめ、次回の審議会の中で委員の方々に意見を伺ってまいります。意見書の取扱いについては、以下のとおりです。

次回の第11回審議会の開催は、平成25年2月28日(木)を予定しています。次回の審議会も各権利者の個人情報に関わる会議となるため、傍聴できません。あらかじめご了承ください。

意見書の提出から換地設計案の決定までの流れ



換地設計案以外の意見書については審議会で審議は行いません。換地設計案に関する意見書のみ審議会で意見を伺うことになります。

換地設計案以外に関する意見書の例：事業内容に関すること。移転や補償等に関すること。

個別相談の中で皆さまからいただいたご質問を紹介します

Q1 換地設計案の供覧および個別相談以降の事業スケジュールを教えてください。

A1 これまで地域の皆さまにご説明している以下のスケジュールを目標に、現在、国との基本協定締結に向けた話し合いを進めています。以下のスケジュールは国との共同事業を前提としたスケジュールとなっています。

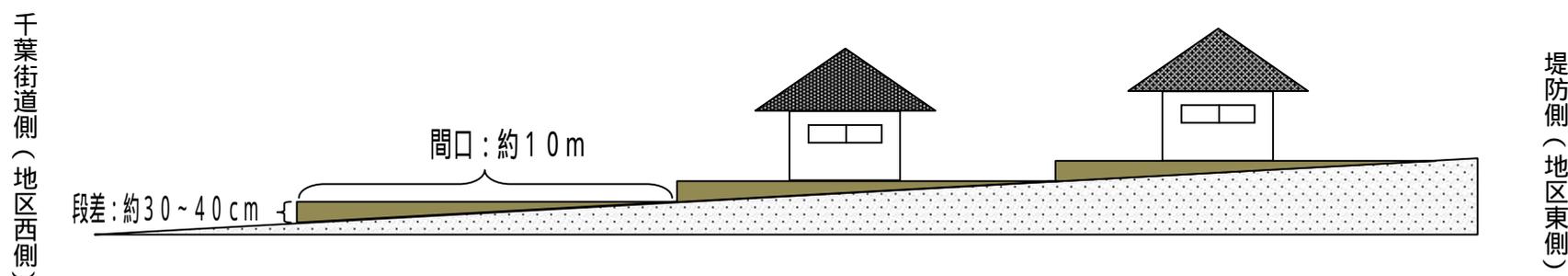
今後の予定としましては、平成25年5月頃にまちづくり懇談会で移転等に関する説明を行い、仮換地指定の通知を予定しています。その後、平成25年7月頃から順次皆さまと移転補償契約をし、平成25年10月末の移転・除却を目標に事業を進めてまいります。

平成25年(目標)												
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
換地設計案の供覧および個別相談(1月15日から28日まで)	第11回土地地区画整理審議会	必要に応じて換地設計案に関する意見書について審議会を開催	→	まちづくり懇談会(移転説明等)	仮換地指定の通知	←	移転補償契約	→	移転(引越し)・仮住まい開始(10月上旬)	建築物等の移転・除却(10月末)	工事着手(建物基礎撤去工事等)	→

Q2 整理後は宅地ごとの段差がどれくらいになるのか。

A2 本地区は、地区の堤防側(東側)から千葉街道側(西側)にかけて緩やかな勾配となるため、宅地ごとに段差が生じます。間口が約10mの方については宅地の西側に約30~40cm程度の段差が出来ます。

下図は約10mの間口の場合の段差のイメージ図です。



Q3 仮住居先はいつくらいから探せばよいのか。仮住居先は区でも探してくれるのか。

A3 上記スケジュールのとおり、平成25年5月頃にまちづくり懇談会で移転説明を予定しています。

仮住居先については、その時期から探し始めていただければと思います。

また仮住居先については、原則皆さまで探していただきますが、事前にご相談いただければ皆さまと一緒に区職員もお探しします。

<お問い合わせ先> ご意見・ご質問はこちらまで

えんせん

沿川まちづくり課推進第一係

北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所 5668 - 5877

お電話は平日午前8時30分から午後5時までの間をお願いします。

【URL】 <http://www.city.edogawa.tokyo.jp/gyosei/toshikeikaku/machidukurijoho/index.html>

